

令和5年第6回取手市教育委員会定例会議事録（公開用）

1. 招集年月日 令和5年6月27日（火曜日）午前9時30分
2. 招集場所 藤代庁舎 201会議室
3. 出席委員

| | |
|----------------|-------|
| 教育長 | 伊藤 哲 |
| 教育委員（教育長職務代理者） | 小谷野守男 |
| 教育委員 | 櫻井 由子 |
| 教育委員 | 猪瀬 哲哉 |
| 教育委員 | 石隈 利紀 |
4. 欠席委員 なし
5. 委員以外の出席者

| | |
|--------------------|-------|
| 教育部長 | 井橋 貞夫 |
| 教育参事 | 伊藤 誠 |
| 教育次長兼教育総務課長 | 森川 和典 |
| 学務課長 | 直井 徹 |
| 保健給食課長 | 大野 篤彦 |
| 指導課長 | 丸山 信彦 |
| 指導課長（教育総合支援センター担当） | 笠井 博貴 |
| 生涯学習課長 | 塚本 豊康 |
| 子ども青少年課長 | 長塚 逸人 |
| スポーツ振興課長 | 豊島 寿 |
| 図書館課長 | 樋口 康代 |
| 文化芸術課長 | 飯山貴与子 |
6. 書 記

| | |
|----------------|-------|
| 教育総務課 課長補佐 | 蛭原 康友 |
| 教育総務課 総務法規係 係長 | 中村 翔 |
7. 議 題

| | |
|--------|------------------------------------|
| 報告第13号 | 取手市教育委員会職員の注意喚起について（非公開） |
| 議案第31号 | 取手市児童生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則について |
| 議案第32号 | 取手市立学校小規模特認校への就学等に関する要綱について |
| 議案第33号 | 取手市要保護・準要保護児童生徒図書給付事業（第3期）実施要綱について |
| 議案第34号 | 取手市特別支援教育相談員設置要綱の一部を改正する要綱について |
| 報告第14号 | 取手市学校運営協議会委員の任命について |
| 報告第15号 | 取手市部活動地域移行推進協議会委員の委嘱について |

- 報告第16号 令和5年第2回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（取手市立白山小学校長寿命化改良工事（第2期）請負契約の締結について）
- 報告第17号 令和5年第2回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（令和5年度取手市一般会計補正予算（第4号）所管事項の同意について）
- 報告第18号 令和5年第2回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（令和5年度取手市一般会計補正予算（第5号）所管事項の同意について）
- 報告15 学校の働き方改革の取組について
- 報告16 2023年度サマーアートキャンプ実施予定に関する報告について
- 報告17 いじめ防止策の取組状況に関する報告について
- 協議2 教育事務に関する点検及び評価について

8. その他

- (1) 令和5年第2回取手市議会定例会議決結果等について
- (2) 7月の行事予定及び教育委員会定例会の日程について
- (3) 教育委員学校訪問の実施について

9. 発言の記録

午前9時30分開会

○教育長（伊藤 哲）

ただいまの出席者は5名で定足数に達しております。令和5年第6回取手市教育委員会定例会は、成立いたしました。

これより開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の議事録について、確認のため申し上げます。議事録は、会議における発言者の氏名と発言全部を記載する全文筆記による作成といたします。なお、教育長のほか会議に出席した委員全員の署名により、議事録を確定させることとします。また、会議の録音データにつきましては、議事録作成の補助手段の扱いとし、議事録が確定した後に消去いたします。

それでは教育長報告をさせていただきます。4点になります。

まず1点目です。6月2日から3日にかけての大雨災害の対応についてということでございます。6月2日から3日（土曜日）にかけまして、取手市では累加雨量248ミリを記録する大雨が降りました。これは消防のほうの記録でございます。国交省の雨量計では、これ以上の雨量も観測されています。市内においては、人的被害はございませんでしたが、複数箇所の道路冠水、倒木、土砂崩れのほか、双葉地区を中心に560件以上の床上・床下浸水が発生するなど、近年にない大きな被害となりました。教育委員会では、発災前から市長部局と連携して災害対応に当たっているとところでございます。初期対応といたしまして、6月2日から12日まで取手グリ

ーンスポーツセンターを避難所として開放し、対応に当たりました。また、小文間、白山、永山、戸頭の各公民館も6月3日未明から日中にかけて、避難所として開放したところでございます。

災害後の対応といたしまして、双葉地区の住家が浸水被害を受けた児童生徒に対し、災害救助法に基づく学用品の給与を行いました。あわせて、久賀小学校及び藤代中学校において、児童支援の心のケアを行うために、県に対しましてスクールカウンセラー2名の派遣を要請いたしまして、実際に派遣が始まり、児童生徒の様子を見ていただいているところでございます。なお、小中学校等の施設の被害といたしましては、藤代南中学校において学校隣接道路並びに学校グラウンドが冠水しましたほか、豪雨により敷地フェンスの基礎が露出するなど一部損壊があったところでございます。これにつきましては応急修理を行い、今後、本復旧工事を行う予定になってございます。そのほか、取手西小学校の通学路におきまして、土砂崩れによる崩壊の危険性がある箇所を、市管理課にて土留めの仮復旧を行いました。本復旧につきましては、期間を要するため、市管理課にて迂回路を整備し、登下校の児童の安全確保を行っているところでございます。また、双葉地区にある私立つつみ幼稚園が浸水する被害を受け、幼稚園業務ができない状態となったために、藤代幼稚園の施設を利用した保育を6月8日から23日まで行いました。今後も引き続き、被害を受けた児童生徒のケアを続けるとともに、市長部局と連携しまして被害対応に当たってまいります。

続いて2点目です。学校運営協議会委員の研修会ということで、今年度から新たに6校の学校運営協議会を立ち上げることになりました。その研修会として、全体的に4回の研修を行うこととなります。第1回目ということで、6月5日の午後1時から、協議会委員32名を対象に研修会を実施したところでございます。研修会には、CSマイスターの安齋先生においでいただきまして、学校運営協議会の在り方、役割、地域との連携及び教頭の役割についてお話をいただいたところでございます。参加者の声が上がってございますけれども、地域住民、保護者と学校の3者がお互いに目標を明確にしたほうがいいんじゃないかというお話が出ましたけれども、これにつきましては、地域で子どもを育てるために、3者で同じ目標を持つことが重要であるというお話になりました。あわせまして、気軽に学校においでになって、問題解決に有効な情報や判断材料になったりするお話をさせていただいて、よい話ばかりじゃなくて、不満、マイナスの情報も学校にもたらしていただいて、保護者や地域の方との情報交換を行って、学校にどんどん入っていただいて、お互いに共通理解を進めたほうがいいのではないかというお話がございました。今後の予定といたしましては、7月3日に、学校運営協議会を設置する学校の協議会委員を対象としまして第2回の学校運営協議会委員の研修会を開催することになってございます。

続いて3番目。新設置校の第1回学校運営協議会ということで、藤代小学校と久賀小学校のほうで開催されました。6月20日と6月22日の両日に、それぞれ行われたところでございます。両校とも私のほうから任命書を交付しまして、自己紹介を行っていただきました。そのほか、会長・副会長の選出等も行って、役員選出を行ったわけでございますけれども、久賀小学校のほうは授業参観をあわせて行いました。当日は保護者にも来ていただいて、授業の様子を見ていただいたその後に、

学校長のほうから、学校のグランドデザインの説明を丁寧にやっておりました。学校長のほうが、この協議会を通しまして、今後どういうふうに行っていくか御提案をしまして、委員の皆さんで御議論いただきました。その中で、藤代小学校のほうは、登下校の際に見守りを行う見守り隊もあったんですけども、その再結成ということで、確認ですね、現在どういった方が実際に携わっていただけるかということ、民生委員の会議とか地区の会議の際に確認できれば、どの方が実際負担のない範囲の中で関わっていただけるかという確認をしたいというお話がありました。あと、久賀小学校のほうからも、同じ見守り隊のお話がありました。また、その周知のほうについてもお話がございまして、あとは子どもたちが実際に学校の在り方に対して提案があるので、そういったことについても話し合いたいということがございました。あと、名称の問題としまして、コミュニティ・スクールと言ったりとか、学校運営協議会と言ったりして、いろいろな学校を取り巻く活動がありますので、それぞれネーミングされてますので、それを分かりやすく、きちんと統一感を図るようなことも大切じゃないかなという意見がございました。

最後4点目でございます。取手美術作家展（とりび）の開催ということで、第48回とりびが、6月10日から21日まで開催されました。アートギャラリーで開催になったわけでございますけれども、国内外で活躍する芸術家38名による51点の作品が展示されまして、1,667人の御来場がありました。特に、小中学校のギャラリーツアーというのをやっております、こちらについては出展作家が実際子どもたちに対して作品の紹介や、自分たちの創作活動に関わる実際のお話をさせていただき、非常に子どもたちも楽しみながら芸術について学ぶことができたところでございます。私の報告は以上でございます。

これより本日の議事に入ります。

委員の皆様にお知らせいたします。今後議題となります報告第13号につきましては、職員の人事に関する報告案件で、個人のプライバシーに関わる内容が含まれる報告となります。よって、議事を非公開とすることを発議したいと思います。

お諮りいたします。報告第13号の議事につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、議事を非公開としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議ございませんので、報告第13号の議事は非公開といたします。

〔会議室閉鎖〕

○教育長（伊藤 哲）

議事を再開いたします。

報告第13号、取手市教育委員会職員の注意喚起についてを議題といたします。

本件についての説明を井橋教育部長お願いいたします。

（非公開のため説明・審議は省略）

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、報告第13号は、報告のとおり承認することに決定いたしました。

非公開とした件の議事が終了いたしましたので、会議の非公開を解除いたします。

[会議室開鎖]

○教育長（伊藤 哲）

それでは会議を再開いたします。

議案第 31 号、取手市児童生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則について、議案第 32 号、取手市立学校小規模特認校への就学等に関する要綱について、以上 2 件については関連がございますので一括して議題といたします。

本件についての説明を直井学務課長お願いいたします。

○学務課長（直井 徹）

議案第 31 号、取手市児童生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則について、及び議案第 32 号、取手市立学校小規模特認校への就学等に関する要綱について、御説明させていただきます。先月の教育委員会定例会におきまして御協議いただきました、小規模特認校である山王小学校の定員を定め、定員を超える就学希望があった場合、抽せんで就学者を決定することにつきまして、協議の時点では就学に関する規則の改正により対応することを考えておりました。その後、規則の改正では、規則中の小規模特認校に関するボリュームが大きくなり過ぎることもあり、新たに小規模特認校に特化した要綱を制定することにより、手続関係も分かりやすいものとなるため、今回御提案の形式で整理を行ったものです。

初めに、議案第 31 号、取手市児童生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則についてです。1 ページめくっていただきまして、第 6 条第 5 項に、小規模特認校への指定学校の変更についての委任規定を設けます。そして、これまで小規模特認校への指定学校の変更について規定していた、第 6 条の 2 を全て削除するものです。

続きまして議案第 32 号、取手市立学校小規模特認校への就学等に関する要綱についてです。こちら就学に関する規則、ただいまの規則の委任を受けまして、小規模特認校への就学等について、詳細に規定するものです。内容につきましては、これまで規則で定めていたものに加え、前回御協議をいただきました各学年の定員及び定員を超える就学希望者があった場合の対応を、ここで規定しております。

議案書 1 ページをお開きください。まず、第 6 条です。こちらで各学年の定員を 17 人と規定いたします。ただし、定員に達した後であっても、学区内に転入児童があった場合など、教育委員会が特に必要と認める場合は定員を上回るすることができるものとしております。

続きまして、議案書 2 ページをお開きください。第 9 条です。こちらで申請人数が募集人数を上回った場合、抽せんにより選抜することを規定いたします。なお、抽せんを実施することになった際は、前回御協議の際にもいただきました御意見を参考にさせていただき、保護者の心理的な負担にも配慮した上で、公正公平に実施してまいります。議案第 31 号、第 32 号についての説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（伊藤 哲）

以上で本件に対する説明は終わりました。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたしま

す。

これより、議案第 31 号及び議案第 32 号を順次採決いたします。

お諮りいたします。議案第 31 号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第 31 号は原案のとおり決定いたしました。

続けてお諮りいたします。議案第 32 号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第 32 号は原案のとおり決定いたしました。

続いて議案第 33 号、取手市要保護・準要保護児童生徒図書給付事業（第 3 期）実施要綱についてを議題といたします。

本件についての説明を直井学務課長お願いいたします。

○学務課長（直井 徹）

議案第 33 号、取手市要保護・準要保護児童生徒図書給付事業（第 3 期）実施要綱について、御説明させていただきます。提案理由は、下にありますように、夏休みの読書感想文課題図書並びに茨城県優良図書を支給することにより、保護者への経済的支援や、児童生徒の学習機会の確保を図るため、本要綱を制定するものでございます。電力、ガス、食料品等の価格高騰により、家計の負担感が大きいと思われる就学援助の対象者に対し、令和 3 年度、4 年度に引き続き、図書を給付する事業を実施いたします。支給までの流れや要綱の構成につきましては、従前の要綱を踏襲しておりますので、条文の詳細については説明を省略させていただきます。

本年度の事業の概要につきましては、議案書 4 ページのほうにございます。本年度の対象者は、小学校 535 人、中学校 323 人の合計 858 人を見込んでおります。本要綱の議決をいただければ、早速希望図書の調査を行いまして、7 月 10 日までに希望図書の提出のあった児童生徒に対しては、夏休み開始の前後に図書を送付できるよう、準備のほうを進めてまいります。また、希望図書の提出がなかった児童生徒につきましては、再度、希望図書を調査するなど、できるだけ本人の希望に合った本をお送りできるように、丁寧に対応してまいりたいと思います。それでも、どうしても希望図書の提出がなかった場合には、市立図書館の司書と相談の上選んだ対象学年に応じたお勧めの 2 冊ということで送付させていただきます。本要綱についての説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（伊藤 哲）

以上で本件に対する説明が終わりました。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより、議案第 33 号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第 33 号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第 33 号は原案のとおり決定いたしました。

続いて議案第 34 号、取手市特別支援教育相談員設置要綱の一部を改正する要綱についてを議題といたします。

本件についての説明を丸山指導課長お願いいたします。

○指導課長（丸山信彦）

よろしくお願いいたします。議案第 34 号、取手市特別支援教育相談員設置要綱の一部を改正することについて、御説明いたします。まず、特別支援教育相談員とは、特別な教育的支援を必要とする幼児、児童生徒の教育支援を充実させるために設置しているものです。特に、就学前の幼児やその保護者に対して、就学に関する保護者の相談を受け、幼児の観察、検査、保護者との継続的な面談を実施し、一人一人の幼児及び保護者のニーズを踏まえ、適切な就学が行えるよう支援する相談員です。近年、その相談数が増え、昨年度、相談員の定数を 3 名から増員したことを受け、取手市特別支援教育相談員設置要綱の一部、第 4 条の定数、これを「相談員の数は、予算の範囲内で別に定める。」と改正するものです。説明は以上となります。

○教育長（伊藤 哲）

説明は以上でございます。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

小谷野委員。

○教育委員（小谷野守男）

内容的なものとしては賛成しているんですけど、定数という表記をしていたものに対して、相談員の数というふうな形に変えるわけですね。確かに、相談員関係の方々の人数が増えないと対応し切れないというのは十分分かるんですけど、この表記をこういうふうに変えるということが大丈夫なのかどうかというのが、ちょっとよく分かっていないんですけど。定数は、定数なんじゃないかなという気がしちゃっているものですから、心の中ではね。それを相談員の数という表現にしているのか、この辺の法律上の問題はどうかと思うんですけど。

○教育長（伊藤 哲）

丸山課長。

○指導課長（丸山信彦）

就学に関する相談の数が非常に増えております。令和元年度は 80 件ぐらいだったものが、令和 4 年度 100 件以上になっています。小谷野委員おっしゃるとおり、3 名では対応できなくなってしまったということは御理解いただいているのかなと思うんですが、これ 4 名としたときに、また増えた場合の対応に備えて、要綱ですから、そのたびに変えるというものではないかなというところで、このような形に変更させていただいた次第です。

○教育委員（小谷野守男）

状況はよく分かるんですけどね。

○教育長（伊藤 哲）

中村係長。

○教育総務課係長（中村 翔）

事務局から補足させていただきます。小谷野委員がおっしゃったように、もともと定数として定められていたものを、定数という形ではなくしてしまうのが問題ないかという点なんです。これが例えば合議体の委員さんとかだと、定数という表現をいじるのはどうだろうかという疑義が生じるんですが、そもそもこれ定数として例規上定めておく必要性が、正直なところ薄かった。特に何か議決して決めるわけではないので、この数でというふうに限ってしまうのは、そもそも必要だったのかという点で指導課さんと話し合った結果、このような改正内容となりました。

○教育委員（小谷野守男）

ありがとうございます。十分わかりました。予算の範囲内となると、確かに使いやすいなという状況はあるでしょうけど。でも予算を増やさなきゃだめだよ。金がないところでどうやって増やすんだという話になっちゃうので、これも難しいところだとは思いますが。

○教育長（伊藤 哲）

石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

よろしいでしょうか。私も、今回のことに反対するものではありません。相談員の方は、勤務が週3日ということですね。だから、この特別支援教育の教育相談員は、主に就学前の就学相談とかが大きな仕事だと思うんですけども、週3日で3人ぐらいいたらいいだろうという発想で、多分スタートしたと思うんですけど、今のニーズとか責任の重さとか考えたら、例えば週3日を4日にするという選択肢も、今後の検討材料の一つかなと。それぐらい重責かなというふうに感じます。参考意見として。

すいません、これは全て会計年度の職員になりますか。

○指導課長（丸山信彦）

はい、そのとおりです。貴重な御意見ありがとうございます。いろいろ予算との兼ね合いがあるところですが、本当に石隈先生おっしゃるとおり、非常に大切な業務になってきます。やはり学校の中で、特別な教育的支援を必要とするお子さんが増えています。通常学級においても、先日8.8%というような数の児童生徒がいるというような結果が出ておりますので、今後もこういう対応は、重要かつ増え続けていくこともあり得るかなと思いますので、そういったところも検討しながら、対応できるようにしていきたいと思います。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより議案第34号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第34号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第 34 号は原案のとおり決定いたしました。
続いて報告第 14 号、取手市学校運営協議会委員の任命についてを議題といたしま
す。

本件についての説明を塚本生涯学習課長お願いいたします。

○生涯学習課長（塚本豊康）

よろしくお願いいたします。それでは報告第 14 号、取手市学校運営協議会委員の
任命について、御報告いたします。取手市学校運営協議会規則第 4 条に基づき、取
手市学校運営協議会委員として、別紙の 6 校 73 名の方を新たに令和 5 年 6 月 1 日付
けで任命いたしましたので、御報告いたします。

1 ページから 6 ページに、取手二中、白山小、取手西小、寺原小、藤代小、久賀
小の名簿を添付してございます。委員の任期ですが、令和 5 年 6 月 1 日から令和 6
年 3 月 31 日までとなっております。委員については、7 ページを御覧ください。当
協議会の委員は、学校に在籍する児童生徒の保護者、地域住民、対象学校の現実的
活動を行う者、学校長、教職員、学識経験者、関係行政機関の職員、その他教育委
員会が適当と認める者で組織されることとなっております。学校長から推薦をいた
だき、この度任命いたしました。報酬につきましては、年額 1 万 2,000 円となって
ございます。以上で報告を終わります。

○教育長（伊藤 哲）

説明は以上となります。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

猪瀬委員。

○教育委員（猪瀬哲哉）

すいません、御説明ありがとうございます。6 ページなんですけれど、久賀小学
校の委員さんの名簿のところ、報酬のところ、学校の先生がなしというのは見
て取れるんですけど、一番上の 1 番の方というのは元学校評議員なんですけど、報
酬がなしとなるんですけど、こういうあり、なしの違いというのはどういった点
ですか。

○教育長（伊藤 哲）

塚本課長。

○生涯学習課長（塚本豊康）

この 1 番の方につきましては、市の職員になりますので、なしという形になって
ございます。

○教育委員（猪瀬哲哉）

ありがとうございます。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございます。今、各学校の名簿を拝見させていただいて、ま
ず感じたのは、人数のばらつきが大きいかなというところですね。この協議会委員
を決める規則に関しては 20 人以内というくりですので、規定的には問題ないと思
うんですけど、特に取手二中さんなんかは先生を除くと 6 名ということで、一
方、学校によってその学校の特色とか、そういったものも含めてですけど、久賀

小さんなんかは15名の委員さんがおられるということで、やはりスタートなので、御賛同・御参加いただける方をお願いしたというような形で、これからこの人数的なものは進むにつれて増えたり、あるいは減ったりしていくものと思いますが、この辺はいかがなものかというか、年度途中でもマンパワーとして学校運営協議会をしていくに当たって、ちょっとこれは人数的にどうかなと思ったら、途中でも任用というかお願いできるものかどうかというのが一つ。

あともう1点は、やはり本当に御参加いただける方を集めたということで、学識経験者の方が入っていらっしゃる学校と、入っていらっしゃらない学校と、なかなかこれも難しいところかと思うんですけど、地域の方が地域の学校をよくしようということで御参加いただけるのは、それはうれしいんですけど、やはりそこに単に地域と学校だけではなくて、第三者的な目としての学識経験者というのは非常に大きい立場ではあると思うんですけど、学識経験者の方が入っていらっしゃらない学校もあるということで、この辺もあわせて年度途中の任用とかというのは、どのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

○教育長（伊藤 哲）

塚本課長。

○生涯学習課長（塚本豊康）

貴重な御意見ありがとうございます。年度途中の委員の増員については、実は今回ご報告させていただいた方以外に、7月上旬に追加してくださいという話が来てございます。人数の増員は今後やっていけると思います。先ほど委員のほうからございました、取手二中ですとか寺原小のことについては9名・8名ということで、ちょっと人数が少のうございます。これには校長先生の思いもあります。その校長先生を支えるメンバー、必要な方を委員として順次地域に当たって探しているところでもありますので、そこについては今後増えてくるのではないかなと思います。あと、学識経験者につきましても、学校長の方が必要であれば順次バランスをとって加えていくこととなりますので、よろしくお願ひいたします。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございます。あと、実際に協議会の委員にお願いしますと言われた方から、何やったらいいのと。学校に意見とか私言えないんだけどというような生の声もいただいております。そういった不安とか、そういうのを解消するために、この定例会当初に、教育長のほうからお話しいただきました研修会があると思いますが、この研修会が、先ほど教育長報告の中では32名の方に御参加いただいたということで、73名中32名、3分の1ぐらいは学校の先生たちでしょうから、そうするとまあまあ数の皆さんが参加して下さって、学校運営協議会について御理解を深めていただいているかなと思うんですけど、まだまだどうしたらいいのというような不安もあると思いますので、今後の研修のほうをしっかりとやっていただければと思います。どうしたらいいの、私、学校に意見なんて言えないんだけどというような、そういう意見もありました。

あと、先ほど教育長報告にもありましたが、コミュニティ・スクールと学校運営協議会の呼び方、どっちがいいのと。たしか文科省のほうで、きちんと学校運営協議会を規定はされてますよね。コミュニティ・スクールというのはこれ、学校運営協議会というのはこれ、と規定されていると思うので、その辺も研修会で含めて、呼び方はどっちがいいのとか、そういう問題ではなくて学校運営協議会とコミュニ

ティ・スクールというのは、まず違うものだよというような、そういう研修もしていただきたいと思います。

○生涯学習課長（塚本豊康）

ありがとうございます。やはり委員の皆様から、どういう話をしたらいいかというところについて御質問をいただいていたところもありがとうございます。そういったことにつきまして、不安を解消していただいたり、できるところから関わっていただくために、研修会を年間4回ほど予定していきまして、そちらに順次参加いただいております。また、1回目の研修会につきましては、オンラインで参加していただいたりですとか、そういった機会も、現場に来なくても参加できるような機会も模索してまいります。

○教育長（伊藤 哲）

名称の問題を質問された趣旨というのは、当然、概念分けはあるんですけど、こういうことをやっているとならば一般の方にもっと分かりやすく、親しみを込めるような意味でのということだったので、その中身の話を含んでいるんですけど、そのことのお話でしたよね。いろいろな学校に関する団体なんかがいっぱいあるので、きちんともっと親しみやすい名前でも、どういう役割があるのかなというのを広めていくことが大事だということの趣旨のお話でした。

○生涯学習課長（塚本豊康）

先ほどお話がありました、学校協議会が置いてある学校のことをコミュニティ・スクールという名称で呼びますので、一応、呼称としてはコミュニティ・スクールかなという話と、あと、お話が出たのが久賀小学校だったんですが、先ほど教育長報告にございました、久賀小をよくしたいという活動があって、小学生で構成されていて、その大人版みたいなものができたらいいねというお話が議論の中で出ていて、その場合どうやって、どういう流れで普及していくのが適切なのかなんていうようなお話もありましたので、今後、熟議とかも皆さんとやっていくので、その辺議論していきたいなと思います。以上でございます。

○教育長（伊藤 哲）

学校独自でも、そういった仕組みとか集まりをつくっているもので、その関係を改めて整理し直してというお話がありました。

そのほかございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより報告第14号を採決いたします。

お諮りいたします。報告第14号は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、報告第14号は、報告のとおり承認することに決定いたしました。

続いて報告第15号、取手市部活動地域移行推進協議会委員の委嘱についてを議題

といたします。

本件についての説明を豊島スポーツ振興課長お願いいたします。

○スポーツ振興課長（豊島 寿）

報告第15号、取手市部活動地域移行推進協議会委員の委嘱について、御説明申し上げます。本件は、前回5月の定例会におきまして、協議会の設置要綱の制定について御承認をいただき、今回、協議会委員の委嘱について御報告を申し上げるものでございます。

今回、資料1ページのとおり、委員13名を設置要綱第3条に基づき委嘱をさせていただきました。1番から8番までの方は、各方面から外部の方に委嘱しております。また、9番から13番につきましては、行政側から委嘱を行っているところでございます。なお、任期につきましては、令和5年6月1日から令和7年5月31日までの2年間となります。

案件に関する説明は以上となりますが、去る6月16日に第1回目の推進協議会を開催させていただきましたので、簡単に内容を御報告させていただきたいと思っております。会議の冒頭で、委員長並びに副委員長を選出させていただき、委員長には、学識経験者の八重樫 通先生、副委員長には市スポーツ少年団本部長の豊島 大さんが選ばれました。八重樫先生は、昨年まで、つくば市内の中学校で校長を務められていた方で、そこで全国でのモデルとなるような部活動の地域移行を実践されたことで知られる方でございます。会議の内容につきましては、地域移行についての国や県から示されております制度的な概要についての説明、それから取手市の部活動の現在の状況についての説明、そして取手市における令和5年度のモデル事業や今後の方針などについての説明を行ったところでございます。会議では、それぞれの説明に対して質疑や御意見などをいただいたところでございますが、会議の中で、各委員の皆様から、特に活動費の費用負担の問題、指導者の確保並びに今後の運営の在り方についてといった点について、共通して大きな課題であるという認識はしていただきながらも、解決していくことは決して簡単なことではないというような御意見が多く見受けられたところでございます。

あわせて、今日、御手元にお配りしました資料について、簡単に御説明をさせていただきますと思います。こちらは、協議会でお配りした資料の一部となっております。まず、表面の事業計画案でございますが、推進協議会については、こちらは6月、10月、2月の年3回の開催を予定しているところでございます。モデル校事業につきましては、先月の定例会におきまして簡単に御説明をさせていただいたところですが、藤代中と藤代南中の野球部と剣道部について、合同での活動計画の概略について、まとめたものとなっております。

次に、学校や生徒、保護者らを対象にアンケート調査を8月から予定しております。結果につきましては、改めて御報告の上、来年度以降の事業展開のための検討材料とさせていただきたいと考えております。

裏面のほうを見ていただきたいと思います。事業実施スケジュール案でございます。本年1年間のスケジュールとなっております。先ほどのアンケート調査につきましては、その表にあるものよりも若干前倒しをして、早めに実施を進めてまいりたいと考えております。最後に、今後の年度別のスケジュールについてですが、段階的に地域移行を進め、令和8年度4月には、休日における部活動の全てを地域のクラブへ移行することを目標として、今後、事業を進めてまいりたいと考えており

ます。説明は以上となりますが、16日に開催しました第1回推進協議会での詳細につきましては、内容を整理した上で、来月の定例会におきまして改めて御報告を申し上げたいと考えております。以上となります。

○教育長（伊藤 哲）

説明は以上となります。

質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございます。今の御説明の中で、こちらの地域移行協議会において、やはり費用負担であるとか指導者の確保であるとか、そういった課題が出されたということですが、今年度はそういった課題を出しながら、またアンケート、ヒアリング等で具体的にその課題解決方法を探るといような形になるかと思われま。また、それを受けて、今年度から6年度、7年度、8年度に、休日の全部活動を地域クラブへ移行することを目標とするといような御説明でしたが、やはり一番大きな費用負担、指導者確保、こういったことについては1年、2年で解決できるものではないと思われま。事務局のほうでは、一番大きなこの2つの課題についての、何かめどのよなもの、どういようにしていくかといような、そういったものはお持ちなんでしょうか。

○教育長（伊藤 哲）

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（豊島 寿）

まず、費用面についてですが、今年度については、国とかのお金もありますので、本人たち、子どもたちの費用負担はないんですが、先々を考えれば、先日の協議会の中でも八重樫先生もおっしゃっていましたが、受益者負担のない活動というのは全国的にもないよといような話もございました。やはり、最初のうちは、市のほうで負担できるかと思っんですが、ゆくゆくは受益者負担といものも必ず必要になってくるものではないかと思っしております。その辺のタイミングといのが、いつの時期になるのかといのは、これから検討していかなければいけないところなのかなといふうに考えております。

もう1点、指導者につきましては、今年度については、兼職兼業で教員の方にお願ひするよな形で進めていくわけですが、前回の定例会でもお話ししましたが、やはり子どもたちの安心感とか、そういった面でメリットは大きいのかなと。ただ、それだけでは、先生方の働き方改革には直接つながっていかないということもありますので、ゆくゆくはもちろん今回の協議会に参加していただいておりますスポーツ協会や少年団、そういった関係者の方々のほうからも、いろいろ御協力をいただいて、地域の指導者といものも、今後はどんどん発掘して、運営の母体についても地域のほうにお任せできるよな体制を、1日も早くつくらなければいけないなといふうには考えております。ただ、それにはいろいろ各部活ごとに、各子どもごとに、もう本当に一つ一つ、問題点、課題点といのが多種多様でありまして、それを解決するといのが、どのように進めていくのがベストなのかといのが、なかなか難しいところもありまして、この協議会の中でいろいろと御意見をいただいて、進めていければなといふうに考えております。以上です。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございます。

○教育長（伊藤 哲）

石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

感想レベルですけど、今回の協議会、13名御推薦いただいて、女性が1人ですか、お名前だけでは分かりにくいんですけど。こういう新しい事業をやるときに、男女共同参画と偉そうなことを言うわけじゃないんですけど、男性がほとんどだなというのが実感で、いろいろな立場の方が、保護者の立場もありますけど入ったほうが、いろいろな意見が出るかなという感想です。

○教育長（伊藤 哲）

豊島課長。

○スポーツ振興課長（豊島 寿）

御意見ありがとうございます。確かにおっしゃるとおり、ほとんどが男性ということで、今回お願いしたところが各団体、その代表の方が男性というところで、多かったということもございまして、今後、改選するようなときには、そういったことも念頭に置きまして進めさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○教育長（伊藤 哲）

小谷野委員。

○教育委員（小谷野守男）

指導者代表として出てきているのが、中体連の理事長になっているわけですね。例えば、今回、モデル校として実施している担当の顧問といいますか、指導者といいますか、私はその辺が入ってくるのかなという見通しを持ったんですね。というのは、具体的にそういった対応をしている、その現状を報告していくという部分も必要なのかなと思ったものですから、今後そういった部分で、もし対応が可能な状況になれば、ぜひ入れていただけるとありがたいなという気持ちはあります。よろしくをお願いします。

○教育長（伊藤 哲）

豊島課長。

○スポーツ振興課長（豊島 寿）

今回、中体連の理事の方々が各中学校にいらっしゃるわけなんですけど、その中の代表というようなことで、理事長の方にお問い合わせありがとうございます。各先生方につきましては、また随時、我々と事務局のほうで内々にいろいろ相談や打合せなどはやらせていただいておりますので、よろしく御理解いただければと思います。

○教育長（伊藤 哲）

要綱上も関係者の出席を求めて、意見を聞くことができるので、実際、今年度初めてのモデル事業なので、それは必要性高いので、改めて……

○教育委員（小谷野守男）

3回の会議の中でそういった形はできるということですね。

○教育長（伊藤 哲）

できるんです。

○教育委員（小谷野守男）

分かりました。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

これにつきましては、報告なりいたしますので、その中で御意見ちょうだいできればと思います。

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより報告第 15 号を採決いたします。

お諮りいたします。報告第 15 号は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、報告第 15 号は、報告のとおり承認することに決定いたしました。

続いて報告第 16 号、令和 5 年第 2 回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（取手市立白山小学校長寿命化改良工事（第 2 期）請負契約の締結について）を議題といたします。

本件についての説明を森川教育次長兼総務課長お願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長（森川和典）

それでは、報告第 16 号、白山小学校長寿命化改良工事（第 2 期）請負契約の締結について、御報告をさせていただきます。こちらにつきましては、専決処分によりまして、あらかじめ工事の仮契約を行ったことに対しまして、議会の初日に先議にて議決をいただき、正式な契約の締結について議会の承認をいただいたものです。

初めに契約事項について、御説明をいたします。資料は、3 ページをお願いいたします。請負業者は、赤塚・平沢特定建設工事共同企業体です。こちらの企業は、昨年と同様の請負業者となっております。契約金額は 9 億 4,869 万 5,000 円。落札率は 98.8%でございました。

次に、工事概要についてです。資料は次ページ、4 ページをお願いいたします。白山小の工事、昨年度から令和 7 年度までの 4 年間の実施を予定しております。令和 5 年度は、第 2 期工事となり、今年度の工事の主なものとしましては、体育館下ピロティー部分、体育館下が空間になっておりますので、そちらのほうへの特別教室、図工室、家庭科室、図書室の増築、体育館南側への職員室や保健室といった管理諸室、2 階には特別教室、理科室と音楽室を増築いたします。また、学校入口付近には、児童クラブ室を新たに建築する予定でございます。白山小学校付近、道路狹隘ということもございますので、工事の実施に当たりましては、昨年同様、現場付近には適宜、誘導員を配置いたしまして、細心の注意を払ってまいります。また、児童の登下校の時間帯については、工事車両の搬出入の制限をするとともに、学校敷地内においては、児童動線と作業現場との区画を明確にして、安全を確保してまいります。さらに、工事を進める上では、学校に丁寧な御説明と御相談をさせていただきながら進めてまいりたいと考えております。

御手元の資料を 2 枚送っていただきまして、7 ページになります。完成図を添付させていただいております。右側、運動場にせり出しております、屋上に太陽光

パネルが描かれている棟があるかと思います。こちらが、先ほど御説明をいたしました保健室や職員室、2階には理科室、音楽室が配置されます新築される棟になります。その奥のアーチ型の屋根が体育館です。その右手前ですね、道路側にある建物が新築の子どもクラブ棟となります。この予想図、基本設計時のイメージのもので、今後、実施設計に基づき施工がされていくわけですが、多少の意匠の変更などはございますので御了承いただければと思います。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○教育長（伊藤 哲）

説明は以上となります。

本件につきまして質疑、御意見がございましたらお願ひいたします。

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

白山小学校近くでもありますので、よく見えています、本当に以前の何か暗いようなイメージから、色が変わっただけでこんなに明るいイメージの学校になるものだなと思って、体育館のほうがかきれいになってきて、本当にうれしく思っています。これから、さらにもっとよくなっていくということで、期待しています。特に気をつけて見ているのは登下校のときなんですけれども、下校のときなんかはいつも誘導員さんが、本来、工事の誘導員さんなんですけれども、子どもたちを第一に考えてくれて、子どもたちの下校第一で、子どもたちも誘導員さんに手を振りながら下校をしていく様子を見ていると、本当によくやってくれているなと思います。第2期のほうもしっかりというか、今までどおりやってほしいなと思います。

○教育次長兼教育総務課長（森川和典）

ありがとうございます。

○教育長（伊藤 哲）

小谷野委員。

○教育委員（小谷野守男）

完成予想図を見ると、すごい学校ですね。グラウンド関係、トラックなんか引いてあるじゃないですか。これはどのぐらいの広さのトラックで予定しているんですか。200ぐらいなんですか。

○教育長（伊藤 哲）

森川次長。

○教育次長兼教育総務課長（森川和典）

すみません。これはあくまで模式の絵でございますので、具体的には最終的なスペースを確認してからという形になると思うんですが、今、櫻井委員さんのほうからお話ありましたとおり、白山小、かなり増築を繰り返しておりまして、複数の棟がグラウンドのほうにも立っていたという状況になっております。今回、多くの棟を解体しまして、今回新しく建てます新築の棟に集約を図る形になっております。ですので、グラウンドが現在よりも相当程度広くなると思っておりますので、その中で必要十分なグラウンドの整備をしまいたいと思っております。

○教育委員（小谷野守男）

それと、あわせて職員の駐車場が結局、今まであったところを撤去してという形になるんですね。この6ページの図のところに駐車場とあるのが多分そうなんだろうと思うんですけど、これは入口的にはどちら側からの入口なんですか。

○教育次長兼教育総務課長（森川和典）

小谷野委員がおっしゃっているのは、左下の駐車場のところですか。こちらは、もともとプールがあったところを解体しまして、そこを駐車場として整備いたしまして、入口的には下側といいますでしょうか、一方通行のほうからマンションの前を通って下がっていきまして、右に曲がっていくところに入口がございます。ちょうど学校の裏側の入口のほうの通りになるんです。

○教育委員（小谷野守男）

職員も入るのが大変ですね。

○教育次長兼教育総務課長（森川和典）

まだ、こちらプールに、当時子どもたちが使ってた橋がまだ残っておりますので、学校の先生方はそちらの橋を使って、校舎のほうには到達していただけるという形になります。ちょうどこの「駐車場」と書いています図の上のところに細い線が、こちら現在も橋として残しております。

○教育委員（小谷野守男）

職員はかなり気をつけてここを走らないと、見にくい道路なのでね、ついつい子ども達が、もしかしているなんてケースもあるから、大変かなと思いますね。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより、報告第16号を採決いたします。

お諮りいたします。報告第16号は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、報告第16号は、報告のとおり承認することに決定いたしました。

続いて報告第17号、令和5年第2回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（令和5年度取手市一般会計補正予算（第4号）所管事項の同意について）、報告第18号、令和5年第2回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（令和5年度取手市一般会計補正予算（第5号）所管事項について）、以上2件については補正予算のため一括して議題といたします。

本件について、順次説明を求めます。まず、森川教育次長兼教育総務課長、次に飯山文化芸術課長、お願いします。

○教育次長兼教育総務課長（森川和典）

よろしくお願ひいたします。それでは、報告第17号、18号について御説明をさせていただきます。今月8日から15日まで開催をされました、令和5年第2回取手市議会定例会に、市長が上程をいたしました一般会計補正予算第4号、第5号のうち、教育費に関する項目について御説明し、御承認をお願いするものです。

まず、補正予算第4号です。今回の補正予算は、令和5年度予算編成におきまして、市長選挙が予定されていたことから、当初予算を骨格予算として編成したことに伴い、当初予算への計上を見送った政策的な事業を補正予算として計上しております。御手元の資料は、送っていただきまして、報告第17号の資料19ページをお願いいたします。補正予算書でございます。補正予算書19ページ下段から20ページにかけて、小学校施設整備に要する経費でございます。戸頭小学校の校舎にバリアフリートイレの整備、段差解消のための校舎出入口スロープ等の設置を行い、児童、教職員など、誰もが支障なく学校生活を送ることができるようにするためのバリアフリー改修工事に向けた実施設計業務委託料232万1,000円を計上するものです。

20ページ中段、中学校施設整備に要する経費です。藤代南中学校の校舎に、要配慮生徒等への対応としまして、各階へのバリアフリートイレの設置を含めたエレベーター棟の新設を行い、生徒、教職員など、誰もが支障なく学校生活を送ることができるようにするためのエレベーター設置工事に向けた実施設計業務委託料350万円を計上するものです。

資料は送っていただきまして、21ページをお願いいたします。中段です。公民館施設整備に要する経費5,247万円につきましては、戸頭公民館の空調設備が平成14年の改修工事から20年が経過し、毎年不具合が生じて修繕にて対応している状況であることから、令和4年度の12月補正で実施設計予算を計上し、事業を進めておりました。今回、概算工事費が算出できたことから、工事費を予算計上するものです。

その下、文化財保護に要する経費です。茨城県指定文化財である長禅寺三世堂で、外壁の一部に経年による劣化を確認しておりました。この補修事業に対しまして、4月14日付で茨城県教育委員会から所有者への補助金交付の内定を受けましたので、取手市指定文化財等補助金交付要綱に基づき、あわせて取手市も補修事業に補助金を交付するため計上するものです。総事業費は204万4,000円で、県補助金が、補助率2分の1で102万2,000円。市補助金が、県費を除いた事業費の2分の1の51万1,000円となります。

次ページをお願いいたします。中学校運動部活動地域移行に要する経費です。内訳としまして、地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備することにより、子どもたちの多様な体験機会を確保するとともに、学校教員の働き方改革を推進し、学校教育の質の向上を図るため、当初予算に計上しておりましたが、その後、国県からの補助金及び委託金の内示額の確定及び事業内容が確定したことから、56万4,000円を増額補正するものです。

その下になります。22ページ下段から23ページ、グリーンスポーツセンター管理運営に要する経費です。委託料の内容としまして、下水道接続工事实施設計委託料につきましては、令和2年度、3年度におきまして、下水道組合より公共下水道の本管工事が行われ、令和4年度には当施設敷地内に公共柵の設置が行われたことから、施設の排水を公共下水に接続するため346万5,000円を計上しています。

次に、機械室躯体調査業務委託料についてです。取手グリーンスポーツセンター地下機械室の床が令和4年9月に崩落したことから、緊急を要するため、令和4年度予備費で応急的に対応し、どの程度破損しているのかの調査を実施することが必要であるため498万3,000円を計上しております。

その下、工事請負費の内容としましては、エレベーター改修工事です。現在の油圧式昇降機は修繕が不可能となっていることから、ロープ式昇降機に更新するため2,200万円を計上しております。

続きまして文化芸術課、飯山課長から御説明をいたします。

○文化芸術課長（飯山貴与子）

文化芸術課所管の補正分について御説明申し上げます。資料戻りまして20ページ、市民会館・福祉会館管理運営に要する経費として52万2,000円を計上しております。福祉会館全ての水道へ給水している揚水ポンプが漏水しており、早急な修繕が必要となったため、補正予算を計上するものです。

続きまして、同ページの最下段、アートのあるまちづくり推進に要する経費として1,177万3,000円を計上しております。立体作品を自分の好きな角度から見ることができる、取手バーチャル美術館「とぼび」は、魅力とりで発信課が使用しているサーバーを共有し、運用しているため、使用プログラムの更新をほどよく絶妙サイトと足並みをそろえて実施する必要があります。そのため、市所蔵美術作品3Dサイト更新業務委託料として42万4,000円を計上するものです。

続いて、取手アートプロジェクト実行委員会が今年度実施する、ウェルビーイングを広げる文化芸術創造拠点形成事業及び郊外型アーツセンター実践プロジェクトに対し、補助額が決定したため、一般財団法人自治総合センターのコミュニティー助成事業助成金（地域の芸術環境づくり）500万円と、文化庁の文化芸術振興費補助金634万9,000円を計上するものです。なお、本事業の歳入につきましては、資料9ページ、教育費国庫補助金の文化芸術振興費補助金で634万9,000円。10ページ、2、雑入のコミュニティー助成事業助成金（地域の芸術環境づくり）で500万円を計上しております。

以上となります。

○教育次長兼教育総務課長（森川和典）

引き続きまして、第5号について、御説明を続けさせていただきます。御手元の資料は、報告第18号の資料26ページをお願いいたします。3色で色分けをされた一覧表があるかと思えます。こちらにて御説明させていただきます。国は、令和4年度末に、エネルギー、食品価格等の影響を受けた生活者や事業者に対しまして、自治体が地域の実情に合わせて必要な支援ができるよう、電力、ガス、食料品等価格高騰重点支援地域交付金を増額し、自治体に配分することといたしました。この交付金を活用した補正予算事業の一覧表となっております。

まず、左側の項目、生活者支援、緑色に染め分けられた項目の1です。給食費等の負担軽減事業7,391万4,000円です。このうち、市立小中学校分としまして、給食に使用する食材等の価格が高騰する中、給食費への価格転嫁による保護者への負担増大を防ぐため、食料費高騰額の相当額を賄い材料費として4,479万1,000円を増額補正するものです。

次に、項目2、要保護・準要保護世帯支援事業です。物価高騰等による負担感が大きい就学援助世帯の児童生徒に、読書感想文の課題図書を配布する事業として375万7,000円を増額するものです。

続きまして、飯山課長お願いいたします。

○文化芸術課長（飯山貴与子）

資料は25ページになります。企業版ふるさと納税を活用した時計塔作品の制作、

取手駅西口駅前交通広場の時計塔制作業務委託料として500万円を計上しております。取手市の地域再生計画である「取手未来創造プラン推進計画」に掲げる、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に対し、市内大手企業から当市第1号となる企業版ふるさと納税による寄附の申し出をいただきました。具体的な用途について協議を行った結果、現在、区画整理事業において工事を行っている取手駅西口ペDESTリアンデッキに時計塔の機能を持つ芸術作品を制作することになりました。都計塔作品の制作に当たりましては、東京芸術大学取手校地の研究室に委託する予定です。駅前という玄関口に、郷土愛あふれるデザイン時計を設置することで、アートのまち取手をアピールすることが期待されます。なお、財源は、資料23ページに、企業版ふるさと納税寄附金として500万円を計上しております。御説明は以上となります。

○教育長（伊藤 哲）

以上で説明は終わります。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

1つよろしいでしょうか。御説明ありがとうございました。よく分かりました。予算そのものではないですけど、中学校ですか、バリアフリーでエレベーターをつけるといのがあって、ちょっとお聞きしたいのが、取手市の小中学校のうちエレベーターが設置してあるのがどのくらいあるのかということと、この学校はエレベーターをつけようという優先順位じゃないんですけど、そういうことの基準とかあったら教えてください。

○教育長（伊藤 哲）

森川次長。

○教育次長兼教育総務課長（森川和典）

お答えします。今、委員のほうから御質疑ありました、令和5年4月時点でエレベーターが設置されている小中学校は7校です。小学校ですと、取手小学校、寺原小学校、永山小学校、藤代小学校の4校です。中学校は、取手一中、取手二中、藤代中学校の3校です。今後の整備ということにつきましてですが、令和2年5月にバリアフリー法が改正されまして、建築物の移動円滑化の適合義務となる特別特定建築物、こちらに公立の小中学校も新たに位置づけられております。文部科学省のほうからも、そのような改正に合わせましてバリアフリースイレ、それから段差解消のためのスロープ、エレベーターにつきましては、令和7年度までに公立小中学校に順次整備をしていくということで目標が示されているところでございます。特に、エレベーターにつきましては、文部科学省の整備基準で、要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校には整備をしていきなさいというような目標が示されております。今回、藤代南中学校のほうに、車椅子を利用されている教職員の先生が配置をされたということもありますので、今年度、設計をお願いをしまして、来年度、施工ということになると。7年度には供用開始ができるような形で、早期に進めてまいりたいと考えております。

○教育委員（石隈利紀）

とてもスピーディーな対応で、とてもいいと思います。障害者差別解消法もありますので。御説明ありがとうございました。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございます。個人的には、最後にお話をいただいた企業版ふるさと納税を活用した時計塔制作のほう、取手駅西口ペDESTリアンデッキという取手の玄関口に、新たに時計塔の芸術作品、時計塔としての機能を持つ芸術作品ということで、どういったものができるんだろうということ非常に期待しております。これから、東京芸大のほうに制作を委託ということですが、本当に夢のある事業ですので、ぜひ、もし子どもたちがかわれるようなことがあれば、また、あるいはその時計塔の除幕式のときに市内の子どもたちが除幕式を行うとか、そういったことができたらと思います。

○教育長（伊藤 哲）

飯山課長。

○文化芸術課長（飯山貴与子）

ありがとうございます。事前にデザインのイメージを出していただいたときに、作品のコンセプトというものをいただいております。テーマは共生の樹、取手の豊かな自然を感じるようなモチーフが寄せ集まって1本の樹をつくる、その中に自分も一緒に共存していること、そこでの多様性を受け入れるという、やわらかな発想や気持ちになることを願ってのデザインで、時計塔がより身近な存在として愛されるように、中学校の美術部や、例えば生物部というようなものがあつたら、例えばどういうデザインにしたいというような意見を聴取することまで考えていることを御報告いただいております。身の回りの自然環境や生態系を意識するきっかけになるとよいとも言われております。ぜひとも検討していきます。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより、報告第17号及び報告第18号を順次採決いたします。

お諮りいたします。報告第17号は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、報告第17号は、報告のとおり承認することに決定いたしました。

続けてお諮りいたします。報告第18号は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、報告第18号は、報告のとおり承認することに決

定いたしました。

続いて報告 15、学校の働き方改革の取組についてを議題といたします。

本件についての報告を直井学務課長お願いいたします。

○学務課長（直井 徹）

報告 15、学校の働き方改革の取組について、御説明させていただきます。少し長めの説明になってしまいますが、御容赦ください。まず、議案書 1 枚めくっていただき、1 ページを御覧いただきたいと思います。1 つ目の項目、学校の働き方改革の取組と、教職員の時間外勤務時間推移ということです。3 ページ、資料 1 となっているグラフのほう御覧いただければと思います。こちら、令和 2 年度から 4 年度までの教職員の時間外勤務時間の推移です。月の時間外勤務時間、45 時間以下が青、45 時間から 80 時間が黄色、80 時間超を赤で示しております。3 か年の推移を見ますと、45 時間以下が増え、80 時間超が減ってきており、時間外勤務の削減が進んでいることが確認できます。しかしながら、過労死ラインと言われる 80 時間超の勤務がまだ残っており、推進委員会においても、まずは過労死ライン超えをゼロにすべく取り組んでいきたいと思いますというところで確認しております。

続いて、資料 4 ページ、資料 2 です。こちらは、これまでの取組をまとめたものです。こちらにつきましては、説明のほうを省かせていただいて、後ほど御参照いただければと思います。

もう一度、資料 1 ページのほうに戻っていただきまして、2 つ目の項目、学校の働き方改革に係る指標の設定についてです。教育委員会と学校が一体となって取組を推進するために、共通の目標を掲げ、その進捗状況を可視化し、客観的に判断できるように、学校の働き方改革に係る指標を設定しました。指標設定に当たりましては、教職員の長時間勤務の改善と、子どもたちと向き合った教育活動及び授業準備時間の確保による教育の質の向上を図ることを目的として、学校の先生方と意見交換をしながら、推進委員会において検討を行ってまいりました。令和 5 年度から令和 9 年度の 5 年間の第 1 期の取組期間として、当該指標の目標達成に向けて取組を進めていきます。

それでは 5 ページの資料 3 を御覧ください。こちら、まず指標を 6 点設定いたしました。指標 1、指標 2 につきましては、文部科学省が定める公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインに定まっております、上限の目安時間に準拠したものです。上限の目安時間ということであり、目標値は両者とも 100%としております。

続いて指標 3 についてです。取手市の公立学校におきましては、IC カードを用いた出退勤時間の管理を行っております。こちらの出退勤時間が正確に登録されていることが全ての前提となってきますので、こちらも引き続き 100%維持できるようにということで、目標値 100%としております。

続きまして指標 4 です。指標 4 につきましては、部活動の休養日の確実な実施についてです。こちら指標策定時は、部活動の運営方針ということで定めておりましたが、現在は部活動運営指針として、休養日や活動時間の上限を定めております。平日・休日それぞれ 1 日の休養日を、全ての部活動で引き続き確実に実施していくようにしてまいります。

指標 5、指標 6 につきましては、働き方改革の目的である、限られた時間の中で教師の専門性を生かしつつ授業改善の時間や、児童生徒に接する時間を確保できて

いるかを確認するための指標となっております。アンケート調査により、令和4年度時点での実績を把握した上で目標値を定めております。

指標5は、時間に余裕を持って児童生徒に話しかけたり、話を聞いたりすることができていると感じる教員の割合で、目標値は80%。

指標6は、授業を工夫改善するための、教材研究や授業準備等の時間が確保できていると感じる教職員の割合で、目標値を60%としております。こちらアンケートにおける実績値につきましては、この表の真ん中、目標値、実績値と、あと令和5年度の目標という中の実績値を御覧いただければと思います。

再度、1ページにお戻りいただきたいと思っております。3つ目の項目です。今年度の主な取組について御説明いたします。まず(1)学校の働き方改革に係る研修会です。学校の働き方改革に関し、広い知見をお持ちの妹尾昌俊氏を講師に迎え「忙しいのは当たり前、児童生徒のためなら仕方がないを見つめ直す」をテーマとした研修会を実施します。ワークショップ形式で行うため、各学校から2名程度の参加とはなってしまいますが、各学校での伝達研修や研修会の録画データの視聴などで、先生方の意識改革が進むことを期待しております。なお、こちら御希望がありましたら、教育委員の皆様にも御参加いただくことが可能ですので、もし御希望がある場合には事前に学務課まで御連絡いただければと思います。

続きまして次ページ、(2)休日の部活動の地域移行です。こちらにつきましては先ほど報告第15号で、スポーツ振興課長から詳しい説明があったとおりでございます。

続いて(3)中学校テスト採点支援システムの導入です。こちら回答用紙をスキャンして、パソコン上で採点することにより、選択肢形式の設問であれば、それを自動採点できる。あとは、同じ問題を全員分並べて採点することによる採点ブレの減少、そして採点したものの点数の自動集計、その後の成績表の出力、成績分析などの機能を有するもので、こちらの導入により採点業務の負担軽減が図れるものです。

最後(4)ですね。指導者用タブレットパソコンの入替えです。現在、指導者用として使用しているタブレットパソコンは、中学校のパソコン教室で使用していたものなどで、導入から年数も経過しており、現状においてはスペック的にも余裕がないものです。夏休みを利用して、指導者用タブレットパソコンの更新を行うことで、授業の資料作成や実際の授業場面においても、ストレスのない運用が図れるものと思っております。

報告15の御説明は以上です。

○教育長（伊藤 哲）

以上で報告が終わりました。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

御説明ありがとうございます。妹尾先生を呼ばれると、本当に取手市のこういう講師の選択はいつもすごいなと思って、自分もたまに講師になる私が言うのも変なんですけど……

[笑い声]

○教育委員（石隈利紀）

本当にすばらしい先生をよく呼ばれていて、すばらしいと思います。質問と意見なんですけど、資料3の指標の設定というところにとっても関心があるんですけど、ちょっと聞き逃したんですけど、何番と何番までが文部科学省のほうで、あと取手市特有のは何番でしたっけ。

○教育長（伊藤 哲）

直井課長。

○学務課長（直井 徹）

1番と2番が文部科学省のガイドラインのほうで、1か月45時間と年間360時間。3、4、5、6は取手市です。

○教育委員（石隈利紀）

分かりました。とてもいいと思います。特に5、6はいいなと思っています。私は前から、学校の働き方で大事なものは、教員を労働者として守るということと同時に、専門職として大切にするというのがとても大事で、やっぱりその両面だと思うんですね。だから今、国で取り扱っている、もちろん労働者として守るというのは必要条件なので、この1番、2番、3番も含めて、4番は両方に絡みますけど、大事にしていることはもう当然だと思うんですけど、やはり子どもたちとかかわりたい、自分を高めたいと思って先生になっていらっしゃる方がほとんどと考えたら、この5番、6番は極めて重要だと思います。もう1つ、機会があったらつけ加えていただきたいのは、教育を改善するために研修したり勉強する時間が維持できているというのをよく先生方から聞きます。それは自分のキャリアアップということなので、まさに専門家としての生きがいを大事にするというか、それが働き方、あるいはメンタルヘルスの不安予防になると思いますので、機会があれば、次に研修機会、キャリアアップ、教師の生きがいを感じている教職員の割合というのを、取手市独自で入れてもらえると、なおいいかなと思いました。

○学務課長（直井 徹）

ありがとうございます。私のほうでも、この指標を設定した後に、今回、瀬尾先生を講師に迎えるに当たって、妹尾先生の本とかも読ませてもらって、先生としての生きがいの部分とか入っているとよかったなというのが正直思っていたところだったので、とても参考になります。ありがとうございます。

○教育委員（石隈利紀）

次回はぜひ入れてください。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございました。先日、市内の学警連の総会に出席しまして、市内の中高の生徒指導の先生方と、児童の健全育成を図る青少年相談員の代表として意見交換してきたんですけど、その際に登下校時の安全確保、これは先生方にとってはもう時間外の勤務というようなことで、その登下校時の安全確保を含めた、学校外での子どもたちの見守り活動について、青少年相談員であるとか、あるいはそれ以外の地域で青少年の健全育成に取り組む団体への期待が非常に大きいなということを感じました。それも含めて、先ほどコミュニティ・スクールの御説明でもありましたが、その地域の力と、先生方の働き方改革に地域の力をどういうふ

うに生かしていくかというのが非常に大切なんだと思います。これからも、その方向性は、今、直井課長のほうから御説明いただいた内容で、特に先生たちが子どもたちに余裕を持って接するために働き方改革を進めるんだという、そのお考えは素晴らしいと思いますので、この形で進めていただきたいと思います。しかし一方で、地域の中には、余り働き方改革、働き方改革というような形で説明されると、地域の方の中には、先生たちの働き方改革のために私たちが何かするということに対していい感情を待たない方もいらっしゃると思うので、余り働き方改革を前面に押し出すのは、いろいろな活動の中で地域の方も学校にかかわれる、先生方も働き方改革の一助となるというような形で、地域の力をこれから生かしていただきたいと思います。

○教育長（伊藤 哲）

ありがとうございます。そのほかございますか。

小谷野委員。

○教育委員（小谷野守男）

時間外勤務時間という言葉が、なかなかすんなり頭に入ってこなかったの、いろいろ説明があつてよく分かったんですけど、中学校の場合には部活動が1つのネックなんですよね。昔からそうなんですけど。これの改善となると、ほとんどもうやらない状態になってくるんじゃないかと気がして、だから、その辺のところを今後、令和8年までの間にどうしていくのかなというところがすごく大きな問題で、あわせて、先ほど生きがいの意味合いの内容もありましたけど、それを生きがいにしている教員がいるからね。部活が生きがいとやっていた——自分も若い頃そうだったんですけど、もうそれ一辺倒だったんですが、そうっちゃうと今度は、指導する授業に対する考え方が薄れてきてしまうという状況もあつて、なかなか難しいところがあるんですよね。ただ一方で、そういう人間は、子どもとの対応がうまくて、非常に子どもらを上手に引き込めるという、そういう魅力があるんですよね。

教員にとっては何が一番いいのかなというのは、話してる自分も何と言ったらいかわからないんですけど、ただ、こういった勤務時間等の問題を、本当に委員会と現場とで一所懸命突き合わせながらやっているというのは、大事なことなんだなと特に思うんですよ。でないと、教員側は、もう一方的な考え方しか持ってないので、客観性を持った人が間に入ってくれるというのは、非常に大きな力になるだろうと思うんですよね。そういった意味でも、やはり今後、このピンクの時間帯を少なくしていくという、ゼロにはならないという気はするんですけど、ただ、これを極力減らしていけるような方向性がどこかで出てこない、なかなか難しいと思うんですよね。

まだ12時ぐらいまで残っている先生いるのかね。状況がわからないんだけど。

○学務課長（直井 徹）

現状を見ると、そこまでは見えなくはなってますね。

○教育委員（小谷野守男）

そうですか。時間で報告をするので、なかなかあれでしょうけどね。本当に改善の方向性が少しずつ出てきていることに関して、本当に委員会の取組に敬意を表したいと思います。今後もよろしくお願いします。

○教育長（伊藤 哲）

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

あと、もう1点なんですけれど、私も働き方改革ということで、どうやったら、どこが一体、先生たちの負担になって、働き方改革が進まないのかということいろいろ考えていたんですけども、先ほど申し上げた、学校外での見守り活動等は地域の方に御協力いただくとして、実際、隣の守谷市で理科専科で働いている人の様子を見ると、小学校の専科ですので授業内容だけなんです。朝の職員打合せに出ない、職員会議がない、事務仕事がない、生徒指導もない、給食指導も当然ないという状態でも、仕事を家に持ち帰る。あるいは——本当はしちやいけないんですけど仕事を家に持ち帰る、あるいは、学校で残業して仕事をする。その仕事の内容は、ほぼ100%教材研究だけ。だから、授業だけしか持たない、しかも自分の専門の理科でしか持たない、それでもなおかつ残業があり、ときには持ち帰る仕事もあるという状態を見ていると、そもそも教える内容のボリュームが多いのではないかという、自分の授業以外のことを全部やっていないのに、残業が発生しているというのは、そもそも教える内容の問題じゃないのかというようなことも、実際、間近で見ておりまして、こちらは、今、学務課として直井課長に御対応いただいておりますけれど、その教える内容につきましては、やはり指導課のほうで授業の工夫改善、授業の効率的な進め方、教材研究にしても自分1人でやっているのではなくて、先生方の横のつながりで授業の準備であるとか、そういった教材研究、教材の用意の仕方とか、こういった授業内容についても効率的に進めていく必要はあるんじゃないかなと感じました。その辺、学務課だけではなく、指導課のほうでも、この指標の設定の6番ですね。授業を工夫改善するための教材研究や授業準備等の時間が確保できていると感じる教職員の割合、今、46.9%ですけど、これを目標値の60%に近づけるために、取手市においては指導課のほうに工夫していただける点があるのではないかなと感じたりしました。以上です。

○教育長（伊藤 哲）

丸山課長。

○指導課長（丸山信彦）

貴重な御意見ありがとうございます。私のほうから2点、お話しさせていただきます。まず、1点目につきましては、小中学校で指導する内容については、学習指導要領というような形で示されておりますので、そのボリュームについては、なかなかこれはやっぱり難しいというところです。ただし、学校内において、全員担任制であったり、チーム指導であったりというところでの共同作業により、効率を図る授業展開は研究して行っているところです。指導課としてというところではありますが、この資料の2ページになりますか、2ページの（3）中学校テスト採点支援システムの導入という、この自動採点システムなんかも導入しながら、先生方が教材研究に臨めるような時間をできる限り確保できるように進めているところです。

あわせてもう1点ですが、やはり小中学校でいじめ、不登校なり、そういった問題が非常にクローズアップされておりますし、対応に苦慮しているところです。どうしても私も、今年の3月まで現場にいましたけれども、そういった問題が起こった場合には、時間が過ぎてでも丁寧な対応が本当に必要とされます。特に金曜日は、土日を持ち越してはいけないというのがすごくありまして、金曜日という即時の対応がすごく求められます。なぜかという、土日の間に思いが募って、子ども

ももそう、親もそうで、そこの間に動いて、うまくいかないケースが散見されます。そういった、どうしても対応しなければならないという状況も、やはり学校の中では起きております。この時間の指標については、当然ここを目指さなくてはならない部分はあるんですけども、ただその反面、今みたいな状況もあるのも御理解いただきながら、こちらも何とか工夫してやれるようにしていきたいというふうに思っているところです。以上です。

○教育委員（櫻井由子）

もう1つ伺っていていいですか。今、お話があった中学校テスト採点支援システム、これ私、前任校で勤めていたときに、高校なんですけれど、導入されたんですが、それがために、その機械に沿ったテストをつくらなくてはならない、つまり採点しやすいテストというようなことで、またそうすると採点しやすい、システムが読み取りやすいテスト。勢い、選択肢が多くなるとか、そういうような内容で、それはそれでちょっと手間だったことがあるんです。その機械に採点させるために、テストの内容を変えるとか、そういうので、ちょっと手間だったことがある。その頃よりはだいぶよくなって、それこそ生徒がフリーで書いた字でも読み取れるような形にはなっているのかなと思うんですけど、その辺はいかがなものでしょう。

○指導課長（丸山信彦）

今回、導入させていただくものにつきましては、選択問題についてはシステムのほうで自動で採点いたします。記述問題につきましては、これは教員が行います。ただし、行い方も、コンピューターの画面に1番から30番までの子どものその記述が画面に載ってきて、それを確認しながら、これは丸、例えばマイナス2点とか、そういった設定ができるようになっております。全てが全てを自動でするものではなく、記述式というのも当然、今、表現する力ってすごく求められているところですので、そういったところにも対応できるように、当然その部分は、これまでと変わらないところですけども、そのほかの部分、例えば丸つけをして点数が出て、それをパソコンで打ち込むとか、そういったことは一切なくなりますので、そういった部分でも、かなり時間の確保、教材研究に回せる時間ができるのではないかなと思っています。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございます。大分進んでいるということで、安心しました。昔はちょっと使いづらかったもので。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。
よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて報告15の質疑、御意見を終結いたします。

以上で報告15の議事を終わります。

続いて報告16、2023年度サマーアートキャンプ実施予定に関する報告についてを議題といたします。

本件について報告を笠井教育総合支援センター長お願いします。

○教育総合支援センター担当課長（笠井博貴）

報告 16、2023 年度サマーアートキャンプ実施予定に関する報告について御報告いたします。

小規模特認校である山王小学校では、取手市ならではの特色ある教育として、創造する力、表現する力を育むアーティストと児童の交流事業を実施しています。3 年目となる今年度は、アーティストと育む創造する力、表現する力を前田建設、また東京藝術大学の協力を得て、校外学習として企画いたしました。小規模特認校の特色ある教育活動を広く周知することを目的として、対象については、市内の児童とその保護者を対象とし、今年度はモザイク画の制作を中心に 8 月 23 日と 24 日の 2 日間にわたって実施する予定となっています。この後、7 月 15 日号の広報とりでの掲載、取手市のホームページから情報発信を行い、周知し、募集を行っていきます。サマーアートキャンプ実施についての報告は以上となります。

○教育長（伊藤 哲）

以上で報告は終わりました。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

小谷野委員。

○教育委員（小谷野守男）

会場になっている前田建設の ICI 総合センターというのは、場所はどちらなんですか。

○教育長（伊藤 哲）

笠井センター長。

○教育総合支援センター担当課長（笠井博貴）

取手本庁舎の隣にある大きな施設で、寺原駅のところに隣接しています。

○教育委員（小谷野守男）

あそこがそうなんだ。

○教育部長（井橋貞夫）

ゴルフの打ちっぱなしがあったところですね。

○教育委員（小谷野守男）

なるほど、了解です。ありがとうございます。

○教育総合支援センター担当課長（笠井博貴）

これからの教育というのは、櫻井委員さんもおっしゃっていただいた地域の力、また企業の力というのもすごく必要になってきます。こういった取組を、市内の小中学校のほうにも発信しながら、新たな視点での学校づくりというのに挑戦していきたいと考えています。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

すいません、確認です。キャンプとありますが、日帰り 2 日間ということで。

○教育長（伊藤 哲）

笠井センター長。

○教育総合支援センター担当課長（笠井博貴）

はい、1 日ずつ、9 時からスタートして午後 5 時半まで、かなり長い時間にわたっての制作活動になります。

○教育委員（櫻井由子）

前田建設さんのほうで、旧白山西小学校が前田建設さんの研修所になっていて、以前見学も行かせていただいたんですけど、すごくいい研修施設になっているので、そちらを使って泊まりかなと思ったんですけど、日帰りということですね。分かりました。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。
よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて報告 16 の質疑、御意見を終結いたします。

以上で報告 16 の議事を終わります。

続いて報告 17、いじめ防止策の取組状況に関する報告についてを議題といたします。

本件についての報告を笠井教育総合支援センター長お願いいたします。

○教育総合支援センター担当課長（笠井博貴）

報告 17、いじめ防止策の取組状況に関して御報告いたします。1 の取手市いじめ問題対策連絡協議会についてです。5 月 12 日に、取手市いじめ問題対策連絡協議会を実施いたしました。協議会の開催は、生徒指導提要における関係者の連携、協働による、いじめ対応に該当いたします。協議会当日は、学校関係者だけでなく民生委員・児童委員、人権擁護委員、青少年相談員連絡協議会、小中学校 PTA 連絡協議会、児童相談所、警察署、取手市青少年センターなど、子どもたちに関わる多くの方々に参加していただき、協議会を実施することができました。協議会では、日本スクールカウンセリング推進協議会理事の藤川氏による講演、また参加者をグループに分け、それぞれの立場から「子どもたちが安心して過ごせる学校にするためには」というテーマについて意見を交流しました。参加者による主な感想は、資料 1 ページにあるとおりです。この後、第 2 回目の協議会に向けての準備を進めています。令和 4 年に、こども基本法が成立し、子どもの意見を表明する機会の確保などが法律上位置づけられ、子どもたちの健全な成長や自立を促すためには、子どもたち自身が意見を述べたり、他者との対話や議論を通じて考えたりする機会の重要性が挙げられています。こうしたことを受け、第 2 回目の協議会では、学校の主役である子どもたちも協議会に参加し、いじめについて、子どもと大人で一緒に考える機会を持ちたいと考えています。

2 の法に基づいたいじめ認知に関する校内研修についてです。法に基づいたいじめ認知に関する校内研修は、生徒指導提要における、いじめへの対応の原則の共通理解に該当します。先週の土曜日の朝日新聞に、防止法施行から 10 年、いじめの増加傾向続く、コロナ禍中も過去最多更新という記事が掲載されていました。その主な内容は、学校におけるいじめ対策を初めて法制化したいじめ防止対策推進法が成立して 10 年がたち、学校におけるいじめの認知件数は増加傾向にあるといったものでした。この記事を読んだ方から、子どもたちの間にいじめがそんなに増えているのか、学校って不安な場所じゃないかとか、深い憤りを感じるなどといったコメントがヤフーにも上がっていたんですが、いじめの認知件数については、これまでの

不祥事件数の報告とは違い、学校が真摯にいじめに向き合い、丁寧な対応を行った件数の報告となります。学校現場では、認知件数の増加は必ずしも問題ではなく、小さいいじめを見逃すことなく、重大事態にさせない、そういった取組が今後必要となってきます。ただ実際、学校現場では小中学校間わず、子どもたちのささいな摩擦とかトラブルというのは、毎時間どこかの学級で発生するものです。そうした事案について、学校では組織として早期に、そして適切に対応することが求められています。

また、教職員におけるいじめ認知について、大きな差を生じないようにさせることが大切ということで、教育総合支援センターでは、校内研修の希望が上がった学校に出向いて、いじめの認知に関する研修を行っています。研修の内容については、1ページにあるとおりですが、具体的な事例を考えてみると、いじめ防止対策推進法に基づいた、いじめの定義の広さが分かるんです。例えば、1ページにある事例2つを見てください。グループでLINEがつくられて、その中でAさんだけ入っていない。そのことはAさんは知らない。これはいじめなのか、いじめではないのかと。非常に難しいですね。これは、いじめではない。グループをつくることは、集会結社の自由みたいな形で認められている。ただ、Aさんは知らない。いじめの3要件に当たる、影響を与える行為になっていない、苦痛を感じていないという部分で、いじめではないです。続いて、Bは同じクラスのCさんが大好きだった、告白しました。Cさんは、B君からの告白を断りました。ショックを受けたB君は学校に行けなくなってしまったと。告白するという当たり前にあったこと、これはいじめか、いじめじゃないかと。この場合、人的関係、影響を与える行為、苦痛を感じている、この3要件に当てはまるということから、Cさんが断ったことは、いじめとして学校は認知しなきゃいけない。いじめとして1つのカウントとなってきます。ただ、保護者に説明するとき、Cさんが断ったことはいじめですよとは言わないんでしょうけども、そういった教員にある程度いじめの認知に関する差が生まれないように、研修というのを研修センターでは行っています。そういった細かなものが一つ一つ隠れていたものが、この事例をもとにしながらやっています。例えば、ドッジボールで、おまえ憎らしいみたい当てるってやって、それで相手が痛い痛いって苦痛を感じたら、それもいじめになってしまう。そこは社会通念上のいじめと、法的ないじめの違い、特に法的ないじめに関する部分については、今後、先生方に研修をしていかないと、見逃しが増えてくるということで、研修センターとしても積極的な研修を目指して、教職員の意識改革を図っているところであります。

3のSTANDBYを活用した未然防止教育の実施についてです。このSTANDBYを活用した未然防止教育は、生徒指導提要におけるいじめの構造から考える未然防止教育に該当します。STANDBYを活用した未然防止教育は、中学校1年生を対象に実施しています。時代背景とともに、いじめの形は変わってきています。特に、先ほどの事例もありましたが、SNSによるいじめと深刻さが大きな問題となっています。ネット上では、相手の顔が見えないため、傷ついていることが分かりにくいという特徴があります。特に、加害者側は、いじりのつもりでと思ってやっても、被害者にはいじめだと受け止められるといった、認識のずれが対面よりも発生しやすい傾向があります。また、SNSによるいじめは、外部にいじめの実態が伝わりにくく、教職員ではなかなかそこが気づくことができないという実態があります。そうしたSNS

によるいじめから自分、そして友達を守るためにはどうしたらいいのか。自分では解決できないかもしれないが、困ったときには誰かに相談してみようということをし、繰り返して伝えていくことで、被害者や傍観者が相談しやすい環境づくりを行っています。また、取手市では、児童生徒からのいじめや悩みごとの相談について、中学生には携帯電話やパソコン、タブレット端末などから送信できるいじめ防止アプリを運用し、小学校では7月からマイクロソフトのFormsの機能を活用し、1人1台のタブレット端末から悩み事を相談できる相談窓口を設置して、児童生徒がSOSを出しやすい環境をつくり、相談体制の充実に努めてまいります。いじめ防止策の取組状況に関する報告は以上となります。

○教育長（伊藤 哲）

報告は終わりました。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

猪瀬委員。

○教育委員（猪瀬哲哉）

御説明ありがとうございます。いじめのテーマの、グループLINE、Aさんの事例だったり、もうこれをAさんが知っちゃったら、今度はAさんがいじめと認定される。告白のはちょっとびっくりしてあれだったんですけど、それが法的に見るといじめになってしまうという。

○教育総合支援センター担当課長（笠井博貴）

この3要件に当たる人的関係、告白して断られたという影響を与える行為、そしてB君が傷ついて学校に行けなくなる、苦痛というところ。

○教育委員（猪瀬哲哉）

そういう感じになって、それを法による解釈で見ると、いろいろな見方ができて、なかなかより複雑ですよ。あと今、いじめといじりの差が、多分子どもたちも冗談のいじりが、それもそうですよね。苦痛に感じたらいじめになってしまう。

○教育総合支援センター担当課長（笠井博貴）

苦痛を感じたら、もうそれがいじめという感覚でやっていかないと、それが見逃しになって、大きな問題になってしまうと。

○教育委員（猪瀬哲哉）

本当にそれが小さな目ということなんですね。何かいろいろと聞くと、そういうことなんだなと思いました。今なんて、SNSとか多くて、本当顔が見えないので、文字だけの、ちょっと感情が見えなかったり、それに絵文字が入って感情伝えられてるとかあるんでしょうけど、言葉って本当に難しくてあれですよ。人によって、とり方によってショックを受けてしまうんで、なかなか対応というのが複雑になっているんだなというのを感じました。

○教育総合支援センター担当課長（笠井博貴）

そういった意味で、誰かに困ったときにはすぐ相談できる、そういった体制を学校において整えていくことが大切だと考えています。

○教育委員（猪瀬哲哉）

相談しやすい環境づくりというのが一番大切なんだろうから、よろしく願いします。

○教育総合支援センター担当課長（笠井博貴）

はい、御意見ありがとうございます。

○教育長（伊藤 哲）

石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

よろしいでしょうか。この事例は私も難しいなと思って。私のとらえ方なんですけど、いじめ防止対策推進法は被害者救済なんですよね。だから、いじめの被害者を早期に発見して、きちんと救済する。そして未然防止するということです。だから、この3つの要件があったらいじめではなくて、いじめかもしれないんですよ。すぐ動かなきゃいけないということで、いじめかどうかは先生方が話し合ったり、難しい場合は調査委員会とかでやるんですけど、そのときは、この法律を基盤にしなが、即いじめと判断するわけではなくて、教育上見てどうなのかとか、心理学的に見てどうなのかというのは、調査の上では検討すると思うんですけど、心理学的にいじめを定義すると、意図的である、繰り返し行われている、この人的関係プラスアルファして、二者の間に力関係の差がある。これが一般的に世界じゅうで使われています。それでいうと、この告白で行けなくなったっていうのは、苦痛があって学校に行けなくなったという、重大事案になる可能性もあるので、極めていじめの可能性は高いんですけど、みんなで話し合ったら、いじめじゃないよねと学校で判断することは十分あり得ることだと。これは私の判断です。私が第三者委員会だったら、そういう意見を言いますし、そうなる可能性があるんで、これがいじめというふうに考え過ぎないで、法律でいうとこの3つを答えるんだよということで、では、こういうときに告白を受けたCさんが自分の意見を言えないとすると、これまた人権侵害になりますので、教育上どうなのか、心理学的にどうなのかというのを考えなきゃいけない。ただ、法律は大事なので、法律は尊重しながら、それはいじめかもしれないので、早く相談してもらって、認知して、被害者を出さないようにというあくまでも趣旨なので、この辺の法律の運用と限界は、きちんと分かった上でやったほうがいいかなと私は思います。

○教育長（伊藤 哲）

笠井センター長。

○教育総合支援センター担当課長（笠井博貴）

石隈委員、貴重な御意見ありがとうございます。委員のおっしゃるように、いじめについては個人で判断するのではなく、必ず組織で、この場合は一担任がそういうような情報を得たら、生徒指導主事、管理職、そして必要ならばもっと大きな組織で検討して、いじめの認知ということに進めていきます。

○教育委員（石隈利紀）

それが大事だと思います。

○教育長（伊藤 哲）

よろしいですか。

小谷野委員。

○教育委員（小谷野守男）

すみません。質問です。2番のところの校内研修の件について、一番下のところに、現在、今後の予定を含めて現在4校という文言と、それから令和5年度センターが行ういじめの研修は目標8校にしているという。この2つの部分なんですけど、具体的にもう日程的が決まっているものが、どんなふうはこの日程が決まっているのか、その辺が分かる範囲で教えていただければ。

○教育長（伊藤 哲）

笠井センター長。

○教育総合支援センター担当課長（笠井博貴）

現在、センターからいじめの研修を行ったのが、宮和田小、久賀小、藤代中、あと高井小、この後、取手東小学校、戸頭小学校という形で今、予定では4校実施して、2校予定が入っていて、さらにこの研修の意味を校長会などで伝えながら、多くの学校で研修を実施し、いじめの認知について教職員の意識改革を図っていききたいと考えています。

○教育委員（小谷野守男）

ありがとうございます。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございます。法に基づきたいじめ認知に対する校内研修ということで、これからも研修の予定もきちんと立っているということで、先日行われた生徒指導提要の件もそうなんですけど、先生方の研修については、取手市は本当によく取り組んでくださってるなと思っております。ありがとうございます。先ほど言いました学警連総会で、先生方から地域のほうに、青少年健全育成団体のほうに、こういうところを見てほしい、指導してほしいという意見の中に、公共の場でのマナーを教えてほしいというようなこともありまして、それ以外でも、こういうことをお願いしますというような中に、これは各家庭で本来教えるべき問題ではないのかと、それが各家庭で教えられずに、また学校でも学校内の問題ではないので、では地域の人に教えてもらおうというような流れで来ているのかなというような、各家庭の教育力について考えさせられるような場面もございました。今回のこの法に基づきたいじめ認知に関することも、先生方の研修を深めることとても大事ですけど、それと同時にやはり親御さんたちにも、猪瀬委員がこの事例を見てびっくりしたというような御意見ありましたけれど、本当に親御さんたち、保護者のほうにもこういった研修ができれば、学校だけ先に進んでしまって、保護者の方の認識が置いておかれてしまうと、今度また何か問題が起きたときに、この学校と保護者のずれ、意識のずれも起きて、スムーズな問題解決につながらないというようなこともありますので、これはむしろ市P連のほうの研修会とか、そういったことになるのかもしれませんが、また各学校での研修のときに、御興味お持ちでしたら保護者の方もいらしてくださいというような形で、保護者のほうにも、こういったことはぜひお知らせしていただければなと思います。

○教育長（伊藤 哲）

笠井センター長。

○教育総合支援センター担当課長（笠井博貴）

櫻井委員、貴重な御意見ありがとうございます。学校のほうでは、4月当初に行われるPTAの総会等において、学校のいじめに関する方針、またこんなことを取り組んでいるということ、具体的な授業、道徳などを通して取り組んでいるということを説明しています。でも、本当に保護者が入った話合いというところでは、まだまだ至らないところもあるので、そういったものも今後検討していきたいと考えています。どうもありがとうございました。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。
よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて報告 17 の質疑、御意見を終結といたします。

以上で報告 17 の議事を終わります。

続いて協議 2、教育事務に関する点検及び評価についてを議題といたします。

法律で義務づけられております教育委員会事務の点検及び評価について、教育委員の皆様のお意見を聞いた上で、今年度の点検及び評価を実施していきたいと考えてございます。今回の協議では、その議論のもととなる資料をお示ししました。資料についての説明を森川教育次長兼教育総務課長お願いします。

○教育次長兼教育総務課長（森川和典）

よろしくお願ひいたします。それでは、協議資料のほうは御手元のもの、1 ページ送っていただきましてお願ひいたします。1 ページになります。法に基づき毎年実施をしております、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検評価につきまして、教育委員、また点検評価委員のお意見を踏まえ、より効果的な実施方法について御検討いただきたく、御協議を願うものです。

まず、点検評価についてでございます。教育委員会では、前年度の運営状況及び事務事業の執行状況に関し点検及び評価を実施し、PDCA サイクルにより効果的な教育行政の推進にするとともに、住民への説明責任を果たしているところでございます。点検評価を実施するに当たりましては、客観性を確保するため、教育に関し学識経験を有する方の知見を活用することとなっております。実施をしております点検評価は、取手市教育振興基本計画で定めました重点施策の進行管理も兼ねております。2 にお示した流れによりまして、点検評価を進めまして、昨年ですと 1 月下旬には報告書を議会へ提出し、公表しているところでございます。教育委員の皆様からも、教育委員会において決定された事務の執行について御確認をいただき、御指導、御意見をいただいていたところ です。

昨年度、点検評価委員のヒアリングにおきまして、点検評価におけるヒアリングをより効果的なものとするため、必要に応じて担当者との意見交換などの場としてはいかがかといったような御意見がございました。そのような御意見を踏まえまして、3 にお示しをいたしました項目について、御協議をお願いするものです。まず、ヒアリングについてです。より効果的かつ効率的なヒアリングとするため、教育委員と点検評価委員に同席を願ひ、説明・質疑を行う場とさせていただき、委員から御希望がありましたら、事務担当者が出席して、より詳細な説明やお話をさせていただく場とするというものです。具体的には、先ほど 2 の流れの中で②と③を統合しましたヒアリングの場を設定させていただきます。その際、点検評価項目として、より具体的に詳細に点検評価すべき施策につきましては、2 回目のヒアリングにおきまして、所管の担当者等も出席をさせていただき、さらに説明・議論を深めさせていただく場とさせていただくというものです。

次に、点検評価委員と教育委員からの御意見についてでございます。先ほど、点検評価とは、御説明をさせていただきましたとおり、PDCA サイクルの C、チェック

の部分(point)を点検評価委員に担っていただくことから、委員意見を集約せずに報告書には記載をさせていただき、教育委員会委員の御意見はサイクル最後のA、アクトの評価として、いただいた御意見をどのように生かし、今後の教育委員会事務執行の改善に反映をさせていただくか、教育長、教育委員の合議をもって、その方向性を示していただくということで御意見を集約いただき、報告書に記載をさせていただくという進め方にさせていただければと考えております。

説明は以上となります。御協議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（伊藤 哲）

以上で説明は終わったところでございます。

それでは、本件につきまして御意見をいただきたいと思っております。個人的なお考え、感想でも結構でございます。また、事務局に確認したい点などございましたらあわせてお願いをいたします。

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございます。確認したいんですが、協議事項3（2）の上で、点検評価委員の意見は個人の意見を集約せずに報告書に記載するということが、点検評価委員4名いらっしゃいますので、当然同じ意見の方が何名かいらっしゃると思います。その場合は、1つだけ記載するという形になるのでしょうか。あと、個人の意見ということで、点検評価委員の誰がこの意見というお名前のほうは記載するものなのでしょうか。

○教育長（伊藤 哲）

森川次長。

○教育次長兼教育総務課長（森川和典）

お答えします。まず、点検評価委員、学校関係のほうと社会教育関係のほうで2名ずつということでお願いをしております。御意見につきましては、それら所管の2名ずつの御意見というふうに考えております。もう1つは、お名前ですね、このお名前につきましては近隣の市町村におきましても、お名前を記載しているところもございまして、そうでないところもございまして。これにつきましては、点検評価委員の皆様からも御意見はヒアリングしてまいりたいと思っております。ただ、同一意見に関しましては、ニュアンス等を考えまして1つの意見で集約できるものであれば、そうしていきたいとは考えておりますが、なるべく生の御意見といえますか、そういったものを記載してまいりたいと考えております。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございます。

○教育長（伊藤 哲）

よろしいですか。

石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

(2)の最後に、教育委員、我々の意見については集約を図り、教育委員会の評価(施策の今後の方向性)という形で記載ということで、改めて教育委員として意見を言う、意図はよく分かりましたので、ありがとうございます。ということは、点検評価の流れの中で、教育委員会で議決する前にしっかり議論する時間とがあるということをお願いしたいと。

○教育長（伊藤 哲）

森川次長。

○教育次長兼教育総務課長（森川和典）

承知いたしました。そのような形で、事務局として報告案を作成した後に、教育委員会としての議決前に御議論をちょうだいしたいと思っております。よろしくお願ひします。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

そういったことで集約の仕方とか、まとめ方も含めて、またもう一度よく詰めまして、おおむねこの方向でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

ありがとうございます。今出た御意見も踏まえながら進めてまいりたいと思ひます。

それでは、協議2についてお諮りいたします。協議2につきましては、事務局が提案する方向で進めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、教育事務に関する点検評価については、事務局が提案する案のとおりに進めていきたいと考えます。ありがとうございました。

次にその他に入ります。事務局から報告等をお願いいたします。

○教育総務課課長補佐（蛭原康友）

事務局から3点御報告いたします。まず1点目、令和5年第2回取手市議会定例会議決等結果になります。PDFファイルで、議会資料ということで、令和5年第2回取手市議会定例会の会期日程、それから議決結果のほうをお配りしております。議会のほう、水害があった関係もありまして6月8日から15日までということで、短縮された日程で行われました。一般質問のほうが行われなかったという形になります。教育委員会関係の議案のほう、先ほど報告でも出ましたけれども、白山小学校の長寿命化改良工事の請負契約、それから一般会計補正予算2件ですね、こちらについては原案のとおり可決となっております。

報告事項2点目、7月の行事予定及び教育委員会定例会の日程についてになります。御手元のほうに、令和5年7月の予定行事報告表ということでお配りされているかと思ひます。7月の教育委員会定例会7月25日（火曜日）午前中を予定しております。また改めて通知を差し上げますので、御確認をお願いいたします。

最後3点目、教育委員学校訪問の実施についてということで、コロナもある程度終息したということで、7月と10月の2回に分けて、全小中学校を回る予定です。7月については3日から始まりますので、詳細な御案内を差し上げますので、御確認をお願いいたします。

事務局からの報告は以上になります。

○教育長（伊藤 哲）

それでは、教育委員のほうから何かございましたら。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

ないようですので、以上で本定例会に付議されました事件の審議は全て終了いたしました。

令和5年第6回教育委員会定例会を閉会といたします。

午前11時49分閉会